

一、被服ノ方ハ今後全額支給せらる

一、被服費ノ方ハ布團ガ二人一着チヌガ
差、是レリ私ノ方チ何トカ致シマス

一、同、被服費ハ月金額ニ付シ五帛衣支給スルコト

差、是レリソウシタイト思ヒマス

一、同、言葉上テ服賃体業ノ場合ハ

差、是レリ迄未ダ支給シテ居ラス

一、傷病疾病ニシテ休業スル場合ハ医療費日給金額ヲ支給スルコト

差、是レリ従来通り支給スル事ニ致シマス

一、同、(被服)仕立上乗賃ナリ場合ハ医療費ハ

差、ソノ問題、私ノ方チ決定出来ヌマスカラ十月六日ノ日ニ決定シタイト思ヒマス

一、同、共済金(被服)休業ノ場合ハ被服ノ金額ニ付シ収入ノ半額ヲ支給スルコト

差、是レモ十月六日ニ決定スルコトニ致シマス

一、同、退院手書ノ制カ、即支給スルコト

差、是レリ私ノ方チモ致シマスカラ後ニシテ莫ヒクノ旨ト思ヒマス

一、同、臨時休業中ノ給料ハ、差、休業中ニモ支給シマス
一、同、八分同労働者給料ハ、差、十分迄支給スルコト (午後五時三十分)

別記 枕 義文

今回共済金が何れノ理由ヲモテ先ナシニ休業者後係外ニ名ヲ不請解雇シテ
コレモ差シ者等ハ四名ノ即時解雇取柄ト多分ノ労働条件ノ改善ヲ休業者一団ノ一
致意見ト望キ嘆息シモ今ノ代表者早失仕成ニ面会ヲ要求ス、是レモ一歩進級
等ノ要求ノ嘆息ヲ顔ズ言テ左存ニシテ面会ヲ避ケテモ、事ハ休業者一団ノ決意ヲ無視
シテテカ事(差)モ於ケンモ、私ハ不諦せん批発的態度ト解スル可ク且又、
嘆息ニ付テ面会ヲあるト様シテ又突然、休業体業ヲ宣シタルニ、言問題ノ圓滿
せん解決ノ障害的行動ナリ、是レモ私ハ、不諦モ格ナリ行動ヲ動シテ、休業中ノ勞
働者ノ立場カラ、今又是レモ他端イタル判圖トシテモ、面会ノ有るを求ルニナリ
右未決ス
一九二九、一、二〇

パンテール會 代表者 本前
車第一般労働者組合

中野第二分會

パンテール會代表者 殿